

障害者支援施設が行う処遇改善加算等を算定する場合の請求明細書の記載例について

障害者支援施設が行う処遇改善加算等を算定する場合の取扱いについては、令和3年3月29日付「福祉・介護職員処遇改善加算等に関するQ&A」の問17にて、以下のとおり示されているところであるが、具体的な請求方法について以下のとおりとする。

(問17) 障害者支援施設が行う日中活動系サービス(生活介護等)における処遇改善加算等の算定については、これまで施設入所支援の加算率が適用されていたが、令和3年度報酬改定以降は、どのような取扱いになるのか。

(答) 障害者支援施設が行う日中活動系サービスに適用される加算率については、今回の改定において処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直すことから、当該サービスの加算率ではなく施設入所支援の加算率を適用するというこれまでの例外的な取扱いを見直すこととしたところ。

具体的には、これまで加算率の算定に用いていた「社会福祉施設等調査」では、障害者支援施設が行うサービス別の福祉・介護職員数が把握できない状況であったため、加算率の設定にあたり、障害者支援施設の福祉・介護職員数を用いて施設入所支援の加算率を算定する一方、障害者支援施設が行う日中活動系サービスの加算率は、各サービス別の加算率ではなく、施設入所支援の加算率をそのまま適用するという例外的な取扱いで対応してきたが、今回の改定による加算率の算定方法の見直しによって、参照する統計調査を「障害福祉サービス等経営実態調査」に改めたところであり、これにより、サービス別の福祉・介護職員数の算出が可能となったため、これまでの例外的取扱いを見直すこととしたものである。

その上で、今回の改定においては、加算率の大幅な変更による影響をできる限り緩和する観点から、障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的な取扱いについて、加算率を見直した上で継続することとしている。

また、令和3年4月、5月サービス提供分(同年5月、6月請求)について、見直し後の加算率で請求事務が行うことができない場合(使用している請求ソフトにおいて、今回の改定に伴うシステム対応が同年6月請求以降となる場合など)は、一旦、障害者支援施設以外が行う日中活動系サービスに適用される加算率により請求した上で、自治体へ連絡の上、過誤調整を行い、7月審査以降に、障害者支援施設が行う日中活動系サービスに適用される見直し後の加算率を用いて再度請求を行うこととする。

なお、上記の取扱いは、令和3年4月、5月サービス提供分(同年5月、6月請求)のみの対応とし、同年6月サービス提供分以降(同年7月請求以降)は、障害者支援施設が行う日中活動系サービスに適用される見直し後の加算率で請求を行うこととされたい。

令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて (Vol.2) 問17の「令和3年4月、5月サービス提供分(同年5月、6月請求)について、見直し後の加算率で請求事務が行うことができない場合」の請求方法について

上記に該当する場合は、以下の記載例のとおり取扱うこととする。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
生活介護16	2 2 2 1 1 1	1 2 8 8	3	3 8 6 4	
令和3年9月30日までの上乗せ分(生介)	2 2 7 7 0 1	4	1	4	
生介処遇改善加算 I	2 2 6 7 1 5	1 7 0	1	1 7 0	

給付費明細欄

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 <例> 障害者支援施設が行う生活介護等を提供する事業所の場合
 令和3年4月及び5月サービス提供分(同年5月、6月請求)
 ・サービス別の加算率(4.4%)に応じた請求サービスコード(226715)を使用

サービス種類コード	2 2	サービス利用日数	1 日	日	日	日	日	合計	
給付単位数	4 0 3 8							4 0 3 8	
単位数単価	1 0 0 0 円/単位			円/単位		円/単位		円/単位	
総費用額	4 0 3 8 0							4 0 3 8 0	
1割相当額	4 0 3 8								
利用者負担額②	4 0 3 8								
上限月額調整(②の内の少ない数)	4 0 3 8							4 0 3 8	
A型減免									
事業者減免額									0
減免後利用者負担額									0
調整後利用者負担額									0
上限額管理後利用者負担額	4 0 3 8							4 0 3 8	
決定利用者負担額	4 0 3 8							4 0 3 8	
請求額 給付費	4 0 3 8 0							4 0 3 8 0	

請求額集計欄

令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて (Vol.2) 問17の「同年6月サービス提供分以降(同年7月請求以降)は、障害者支援施設が行う日中活動系サービスに適用される見直し後の加算率」での請求方法について

令和3年6月サービス提供分以降は、以下の記載例のとおり取扱うこととする。

サービス内容	サービスコード						単位数			回数	サービス単位数				摘要	
生活介護16	2	2	2	1	1	1	1	2	8	8	3	3	8	6	4	
令和3年9月30日までの上乗せ分(生介)	2	2	Z	Z	0	1				4	1				4	
生介障害者支援施設処遇改善加算1	2	2	6	7	1	6	2	3	6	1	2	3	6			

給付書
明細欄

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 <例> 障害者支援施設が行う生活介護等を提供する事業所の場合
 令和3年6月サービス提供分以降
 ・障害者支援施設が行った場合の加算率(6.1%)に応じた請求サービスコード(226716)を使用

なお、7月受付以降に令和3年4月サービス提供分または令和3年5月サービス提供分の月遅れ請求をする場合も 同様の取扱いとする。

サービス種類コード	2	2																		
サービス利用日数	1	日																		合計
給付単位数			4	1	0	4														4 1 0 4
単位数単価	1	0	0	0	円/単位		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位							
総費用額	4	1	0	4	0															4 1 0 4 0
1割相当額			4	1	0	4														
利用者負担額②			4	1	0	4														
上限月額調整③④の内少ない額			4	1	0	4														4 1 0 4
A型減免						0														0
事業者減免額						0														0
減免後利用者負担額						0														0
調整後利用者負担額						0														0
上限額管理後利用者負担額			4	1	0	4														4 1 0 4
決定利用者負担額			4	1	0	4														4 1 0 4
請求額			4	1	0	4	0													4 1 0 4 0
給付費			4	1	0	4	0													4 1 0 4 0

請求額
集計欄